

「ふくしまど真ん中！元気プロジェクト」規約

(名称)

第1条 本プロジェクトは「ふくしまど真ん中！元気プロジェクト」と称する。

(目的)

第2条 本プロジェクトは、行政機関、経済団体、観光関係団体等が連携して県中地域の多様で豊かな地域資源を活用し、滞在交流型の広域観光の推進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本プロジェクトは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ふくしまDESTINATIONキャンペーンの取組

ア) 観光素材の掘り起こし、収集

イ) 観光素材の磨き上げ

ウ) 核となる観光商品づくり

エ) 地域の魅力発信

(2) 広域観光推進による地域づくり

(3) その他、本プロジェクトの目的を達成するため必要な事業

(組織及び構成団体等)

第4条 本プロジェクトを効果的に展開するため、推進会議を置く。

2 推進会議は別表1に掲げる団体の長をもって構成する。

3 本プロジェクトに代表1名を置く。

4 代表は、福島県県中地方振興局長をもって充てる。

5 代表は必要に応じて関係者に出席を求め意見を聞くことができる。

(幹事会及び構成員等)

第5条 本プロジェクトの円滑な推進を図るため、推進会議の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。

3 幹事会に座長1名を置く。

4 幹事会の座長は、福島県県中地方振興局次長をもって充てる。

(事務局)

第6条 本プロジェクトの事務を処理するため、福島県県中地方振興局企画商工部に事務局を置く。

(地域支援金)

第7条 本プロジェクトの事業費は、福島県観光復興キャンペーン委員会から交付される地域支援金を充て、本プロジェクトの会計処理の対象とする。

(事業費)

第8条 本プロジェクトの会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本プロジェクトの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年11月22日から施行する。